

◆◆2月1日より受付開始◆◆

～国保・後期 人間ドック受診者の募集～人間ドックで健康管理

国民健康保険及び後期高齢者医療保険からのお知らせ

●申込受付期間 平成28年2月1日～平成28年10月31日まで

●受診できる期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

●実施機関 下仁田厚生病院 ☎82-3555

●対象

- ・国民健康保険(後期高齢者医療保険)の被保険者で、検査日まで引き続き加入している人
 - ・国民健康保険税(後期高齢者医療保険料)を完納している人
 - ・保健推進係(保健センター)で行う健診を受診しない人
- ※注意:受診できるのは町が実施する健診(人間ドック等)で、年度内に1回です。

●主な検査内容

診察(内科・外科・眼科)、心電図、胸部レントゲン、胃カメラ、超音波、エコー、血液検査、大腸ファイバー(1泊2日のドックのみ)及び血糖検査(1泊2日のドックのみ)など

●オプション検査(追加料金)

ヘリコバクテリウム抗体、頸動脈エコー、骨密度測定、腫瘍マーカー(AFP・CEA・CA19-9)、女性腫瘍マーカー(AFP・CEA・CA19-9・CA125・CA15-3)、マンモグラフィー検査は別途お申し込みください。

●費用・募集人数(予定)

費用・募集人数については、確定しておりません。4月の広報で再度お知らせします。

★後期高齢者医療保険の被保険者も、国民健康保険被保険者と同額の自己負担で人間ドックを受けることができる予定です。

※自己負担額は、日帰りが9,560円(国保・後期)、1泊2日が23,720円(国保のみ)の予定です。

●申込み方法

下仁田厚生病院(☎82-3555)に国民健康保険(後期高齢者医療保険)の人間ドック受診の旨を伝えて、予約をお願いします。(受診できるのは、4月1日以降)

問合せ先 健康課 国保係 ☎64-8801

「道の駅しもにた」リニューアルに伴うテナント 出店事業者の意向調査(面談)を行います

町では、地方創生の一環により「道の駅しもにた」の再整備を行い、町の観光拠点として活気ある道の駅の構築に向け、検討を重ねています。

現段階では、進入路の改善、駐車場拡幅に加え、販売施設の拡充等を計画しています。そこで、効率的な設備投資を実現するため、「道の駅しもにた」にテナント出店を希望する町内の事業者(方)がいるか、また、どのような業種で出店を希望するかを把握するため、意向調査(面談)を行います。

「出店してみたい」「興味がある」という方は、電話でご予約の上、役場までお申し込みください。

面談予約 平成28年2月5日(金)～15日(月)

平日の9時～17時までにお電話で予約をお願いします。

面談時間 平成28年2月 5日(金)～16日(火)

※面談は、土日・祝祭日及び平日の午後5時以降も対応いたしますので電話にてご相談下さい。

会 場 下仁田町役場会議室

特記事項 ①現段階では、事業者決定を行うものではありません。

②今後のテナント募集条件等の詳細は未決定ですが、意向調査(面談)時にリニューアル計画と現状の条件書を提示します。

問合せ・申込み先 産業観光課 商工係 ☎64-8805



後期高齢者医療制度被保険者の方へ (=75歳以上の方【65歳～74歳までの障害認定の方も含む】)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ・Ⅰ）の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」がご利用できます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院や、高額な外来診療を受ける際に医療機関に提示すると、医療費の窓口負担と入院時の食事代などが所得に応じた負担額でおさえられます。

【自己負担限度額及び入院時食事代の標準負担額】

所得区分	自己負担限度額（月額）		入院時食事代の標準負担額（1食あたり）
	外来の限度額（個人ごとの限度額）	外来＋入院の限度額（世帯ごとの限度額）	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	210円（160円※）
低所得者Ⅰ		15,000円	100円

※過去12か月で低所得者Ⅱの適用を受けてからの入院日数が90日（他の健康保険加入期間も対象になります）を超えた場合、90日を超えた日から1食160円になる長期該当の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請により交付できます。

【所得区分】

所得区分	世帯の所得状況など	自己負担割合
低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税である人（低所得者Ⅰ以外の人）	1割
低所得者Ⅰ	同一世帯の全員が住民税非課税で、各種収入などから必要経費・控除を引いた所得が0円となる世帯の人（年金の所得は控除額を80万円として計算）	

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を希望される方は、役場までお問い合わせください。
問合せ先 健康課 国保係 ☎64-8801（直通）

年金

新成人のみなさん
おめでとうございます

20歳になったら必ず国民年金に加入しましょう。

日本に住む20歳以上60歳未満の人すべてが国民年金に加入しなければなりません。学生の方も20歳になれば国民年金に加入することになりますので、誕生日を迎えたらすみやかに市役所・町村役場の国民年金担当係で手続きしてください。なお、加入後、日本年金機構より「年金手帳」と「納付書」等が届きますので、期限までに納付をお願いします。

ただし、すでに就職して厚生年金や共済年金に加入している方は第2号被保険者として国民年金に加入していただきますので、手続きは不要です。

○口座振替納付による割引制度

通常、当月分の保険料は翌月末が納付期限ですが、口座振替により当月分の保険料を当月末に振替する「早割制度」をご利用しますと50円割引になります。また、保険料を2年・1年・6カ月（年2回）分を一括して納める前納制度をご利用いただくと、まとめて納める月数が多いほど、月々や現金で納めるより割引が大きくなり更にお得です。

○納付が困難な場合の免除猶予制度

収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度（学生のみ）や若年者納付猶予制度（30歳未満）などがあります。

申請をされる方は、市役所・町村役場の国民年金担当係で手続きしてください。

【問合せ先】

ねんきんダイヤル

☎057010511165

高崎年金事務所

☎027132214299

